

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC事務所（以下「事業場」という。）において、事務職として就労していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月〇日付けでD室からE課に配置転換されたが、配転先の課長に請求人の家庭の事情を理解してもらえず、職場内でのストレスにより、精神障害を発病したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し、「うつ状態」と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の申述内容及び主治医の意見等を踏まえた上で、平成〇年〇月上旬頃に、ICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。当審査会としても、請求人の発病の経緯とその症状からみて、専門部会の見解は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) そこで評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①配置転換があったこと、②Gから嫌がらせ、いじめを受けたことを主張している。

まず、配置転換をされたことについて、請求人は、事業場D室から同事業場内のE課に平成〇年〇月〇日付けで異動した事実があり、同出来事は認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するといえる。しかし、請求人は、入社時から〇年間にわたって〇業務に従事した経歴があり、配置転換後の業務が困難であったとは判断できない。配置転

換後、時間外労働時間が増大する等、新たに過重な負荷がもたらされた事実も認められないことから、決定書理由に説示するとおり、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

次に、同年〇月〇日の終礼時にGからいじめ、嫌がらせといえる叱責を受けたとの主張については、当該出来事は本件疾病発病後の出来事となり、本件疾病の発病をもたらした業務による心理的負荷とは評価し得ない。

もつとも、請求人は、同年〇月〇日付け監督署事務官からの電話での聴取りにおいては、平成〇年〇月からFクリニック初診日まで、Gからのハラスメント行為が続いていた旨述べたと主張していることから、当審査会では、改めて一件記録を精査した。しかしながら、請求人がGに対し、請求人の家庭の事情を理解しているのかについて、不信感を抱いていることはいかばかり知れるものの、Gの言動が請求人に対する嫌がらせを目的とするものであることを確認し得る何らの申述及び証拠も存在しておらず、同主張を採用することはできない。

(5) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つ認められるも、恒常的長時間労働は認められないことから、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) その他の請求人の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものはいだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。